（別紙３）

（特定事業所集中減算に係る判定結果が80％を超えても正当な理由がある場合のみ提出）

理　由　書

該当する理由に○をつけてください。

（ 　）ア．利用者の日常生活区域に、特定事業所集中減算の対象サービスとな

る事業所がサービス種類ごとに見た場合に少ないため、特定の事業者

に集中していると認められる場合。

再計算の結果（別紙４添付）

（ 　）(ｱ) 訪問介護等が位置づけられた居宅サービス計画の数が

１月あたり平均１０件以下である。

（　 ）(ｲ) 紹介率最高法人に８０％以上集中していない。

（ 　）イ．当該居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域にサービス種類ごと

の事業所数が４事業所以下である。（事業所の運営規程を添付）

通常の事業実施地域（　国見・国東・武蔵・安岐 ）

※該当区域すべてに○を付す。

（ 　）ウ．当該居宅介護支援事業所が特別地域加算を受けている。

（　 ）エ．判定期間における事業所の１月平均の居宅サービス計画数（給付管

理数）が２０件以下である。

１月平均（ 　　　　　）件

〔計算式〕居宅サービス計画の総数（　　 ）÷月数（　　 ）

（　 ）オ．判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画のうち、それぞれの

サービスが位置づけられた計画件数が１月あたり平均１０件以下であ

る。

（ 　）カ．サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案したことにより、

特定の事業者に集中していると認められる場合

（具体的な考え方）

利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由

書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。（以下の①～③の資料を添付）

①別紙４

　　　　②理由書

③意見・助言を受けた当該計画に係る地域ケア会議等の資料

（ 　）キ．その他正当な理由と認められる場合

（具体的な考え方）

事業所の体制が充実していると考えられる(ｱ)または(ｲ)いずれかの場合

(　 ）(ｱ) 訪問介護事業所において、特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、

（Ⅲ）のいずれかを算定している事業所

（ 　）(ｲ) 個別機能訓練加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）、栄養改善加算、口腔

機能向上加算の全てを算定することができる旨の届出をし

ている通所介護事業所又は地域密着型通所介護事業所

　【留意事項】

・2以上のサービスで、判定結果が80％を超える場合の正当な理由が、異なる場合は、それぞれ、該当する理由を選択すること。